

ETC2.0 装着車への特殊車両通行許可簡素化制度利用規約

(通則)

第1条

この規約は、ETC2.0 装着車への特殊車両通行許可簡素化制度（以下「本制度」という。）の利用に関し、必要な事項や注意事項を定めます。

(定義)

第2条

この規約の中で使用する用語は、別段の定めがない限り、以下のように定義します。

1. 大型車誘導区間とは、道路法第47条の3第1項に規定する限度超過車両の通行を誘導すべき道路として、国土交通大臣が指定した区間のことをいいます。
2. 業務支援用 ETC2.0 車載器とは、「電波ビーコン 5.8GHz 帯発話型 ITS 車載器向けデータ形式仕様書・解説書（(一財) 道路新産業開発機構発行）」に定める特殊用途用 GPS 付き発話型車載器及び「ITS スポットを用いた大型車両の走行経路確認社会実験」における ITS スポット対応車載器のことをいいます。
3. 特定プローブ情報とは、業務支援用 ETC2.0 車載器に記録された走行位置の履歴などの情報「プローブ情報」に、「車載器の特定に関する情報」を付与した情報で、道路管理者が管理する DSRC 路側無線機との無線通信により業務支援用 ETC2.0 車載器から収集される情報をいいます。
4. セットアップとは、業務支援用 ETC2.0 車載器に必要な情報を記録して利用可能な状態にすることをいいます。

(本制度の内容)

第3条

第4条に定める本制度の対象となる車両の大型車誘導区間の走行を含む特殊車両通行許可申請は、大型車誘導区間の包括的な申請があったものとみなして審査されます。^{※1}。また、特定プローブ情報を用いて当該車両の経路確認を行います。

※1：大型車誘導区間のうち交差点若しくは単路の一部方向が個別審査とならない通行経路のみ許可の対象（申請経路は除く）とし、また、大型車誘導区間外と大型車誘導区間の接続交差点においては申請経路の進行方向のみ許可の対象とします。

(対象となる車両)

第4条

本制度の対象となる車両は、車両の通行の許可の手続き等を定める省令（昭和36年9月25日 建設省令第28号）第7条で定める車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径に関する基準に適合することに加え、業務支援用ETC2.0車載器を装着しセットアップした車両とします。

(手続きの方法)

第5条

本制度に係る各種手続きは、特殊車両通行許可申請におけるオンライン申請システム（以下「システム」という。）を利用して行うものとします。また、通行許可等に関する通知は、電子メールを利用して行うため、電子メールを受信できることが必要になります。

(利用登録)

第6条

- ① 本制度の利用には事前に車両の利用登録が必要となります。利用登録は本制度を利用する車両の車両情報及び装着している業務支援用ETC2.0車載器の情報をシステムに登録することをいいます。
- ② 車両を譲渡する等により本制度を利用しなくなる場合は、利用登録を削除してください。また、車載器を交換した場合は、現在登録されている情報を削除し、新たな車載器の情報で利用登録をしてください。

(特殊車両通行許可申請)

第7条

- ① 本制度に係る特殊車両通行許可申請は、1の車両単位で行うものとし、複数の車両を包括した申請はできません（ただし、車両が連結車であるときは、1のトラクタに連結された複数のトレーラを包括した申請は可能です）。
- ② 更新申請においては、システムで自動作成された申請書に対する申請者からの同意をもって更新申請がされたものとします。ただし、本制度の許可を受けた車両が法に違反して通行したことが確認され通知を受けた場合は、当該車両に係る申請書の自動作成は行われません。

(許可の取扱い)

第8条

- ① 大型車誘導区間の追加指定が行われた場合等、大型車誘導区間内の許可条件に変更があった場合は、許可を行った道路管理者から変更通知があります。変更内容に従って通行してください。
- ② 大型車誘導区間内において、許可の際に付した条件が、通行条件の区分でC又はDとなり、車両の前後に誘導車を配置することを条件とする区間又は箇所があるときには、当該許可条件による措置の必要となる区間又は箇所に限定して当該許可条件により通行させることができます。

(車両に備え付けるべき書類の取扱い)

第9条

本制度に係る許可証の付属書類は、通行経路に係るもののみ備え付ければ足りるものとします。

(車両を通行させる際の注意事項)

第10条

本制度の許可を受けた車両を通行させる場合は、常に業務支援用 ETC2.0 車載器を稼働させ DSRC 路側無線機と通信できる状態にしてください。

(アンケート等)

第11条

制度の有効性、利用者の利便性等を検証するため、利用者を対象としたアンケート調査を実施する場合があります。

(規約の変更)

第12条

- ① 国土交通省は、この規約を変更することがあります。この場合、変更した規約の実施日以降は、変更後の規約の内容がすべて従前の規約の内容に優先するものとします。
- ② 前項の変更を行った場合、変更内容をホームページに掲示する等の方法で周知します。

(その他)

第13条

本制度に関する問合せ窓口は、特車運用事務局とします。

附 則

(実施期日)

この規約は、平成 28 年 1 月 25 日から実施します。